

(1 5 . 9 . 2 0)

県民情報室

個人情報保護条例の見直しの視点

平成9年4月より施行している個人情報の保護に関する条例(以下「条例」という。)について、個人情報の保護に関する法律(以下「基本法」という。)及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行政機関法」という。)の規定との整合を図るなど、次の視点により、今後、条例規定の見直しの検討を行う。

個人情報の利用停止請求権の創設

個人情報の開示及び訂正請求に係る手続規定等の整備

職員や受託事業者の従業者等への罰則規定の創設

その他必要な事項

個人情報保護条例の見直しに係る審議の公開等について

1 個人情報保護条例の見直しに係る審議の公開等

平成 15 年 9 月より、個人情報保護審議会において、個人情報保護条例の見直しに関する審議を行うこととします。個人情報保護審議会の審議は、個人情報保護審議会運営要領第 3 条の定めにより、審議会が特に必要と認めるときを除き非公開とするものとしていますが、個人情報保護条例の見直しに関する付属機関での審議を公開の場で行う地方公共団体も見られるなど、県民の関心も高いと考えられるため、この審議に関しては傍聴を認めるものとしたいと考えます。

2 審議公開の手続き

(1) 県民に対して、個人情報保護条例の見直しに係る個人情報保護審議会の審議は傍聴できる旨とともに、次の事項を事前に県（中央県民情報センタ - ）ホ - ムペ - ジに掲載することにより周知を図ります。また、個人情報保護条例の見直しに関し個人情報保護審議会に諮詢したことと合わせ、審議を傍聴できることになった旨、9 月 22 日に記者発表することとします。

周知を図る事項

- ア 会議名
- イ 開催日時
- ウ 開催場所
- エ 議題
- オ 問合せ先

個人情報保護審議会傍聴要領もホ - ムペ - ジに掲載します。

(2) 審議会での審議において、委員の自由な意思に基づく発言を確保するなど円滑かつ公正な審議に資するため、別添「個人情報保護審議会傍聴要領」を定め、これに基づき運用するものとします。

なお、傍聴者の審議内容への理解を得るために、審議に際して委員に配布する資料と同様の資料を希望者に配布することとします。

3 議事録等の公表

個人情報保護審議会への諮詢書や説明資料、議事要旨、答申書は、すでに県（中央県民情報センタ - ）ホ - ムペ - ジ及び中央県民情報センタ - での配架により公表しているところです。個人情報保護条例の見直しに係る審議にあっても、他の案件の審議と同様に、諮詢書や説明資料、議事要旨、答申書を公表するものとします。

個人情報保護審議会傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、個人情報保護審議会規則（平成8年兵庫県規則第80号）第7条の規定に基づき、個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人）

第2条 傍聴人とは、次の者をいう。

公開された審議会の会議を傍聴する者

（審議会の開催の周知）

第3条 審議会の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として会議開催日の一週間前までに周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 周知の内容は、審議会の名称、日時、場所、議題、傍聴の可否（未定を含む。）、傍聴人の定員、傍聴手続、その他必要な事項とする。

（傍聴人の定員等）

第4条 傍聴人の定員は10人とし、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は会長は別に定員を決めることができる。

（傍聴の申出等）

第5条 傍聴を希望する者は、会議の当日、審議会の開会予定時刻の30分前までに、傍聴申出書（様式第1号）に所要事項を記入の上申し出なければならない。

2 傍聴を希望する者が、定員を超える場合は、抽選により決定するものとする。

なお、定員を超えない場合については、審議会の開会予定時刻まで先着順で傍聴を認めることとする。

（傍聴証の着用）

第6条 審議会を傍聴しようとする者は、傍聴証（様式第2号）の交付を受け、これを着用しなければならない。

（傍聴証の通用期限）

第7条 傍聴証は、交付当日に限り通用する。

（傍聴席）

第8条 傍聴席は、会長がこれを指定する。

（傍聴できない者）

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議室に入ることができない。

（1） 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者

（2） 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者

（3） はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメット類を着用し、又は携帯している者

（4） ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者
(第11条第1項ただし書の規定により、審議会の許可を得た者を除く。)

（5） 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

（6） 下駄、木製サンダルの類を履いている者

（7） 酒気を帯びていると認められる者

(8) 異様な服装をしている者

(9) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 会長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、事務局員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 会長は、前項の規定により質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入室を禁止することができる。

4 児童及び乳幼児は審議会を傍聴することができない。ただし、同伴者が会長の許可を得た場合はこの限りではない。

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 発言をしないこと

(2) 審議会における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと

(3) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと

(4) はち巻をするなど、示威的行為をしないこと

(5) 帽子、オーバーコート類を着用しないこと

(6) 飲食又は喫煙をしないこと

(7) 会議室において携帯電話等の無線機を使用しないこと

(8) みだりに傍聴席を離れないこと

(9) その他、会議室の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと

(撮影、録音等の許可)

第11条 傍聴人は会議室において写真、テレビ、映画の撮影又は録音等をしてはならない。

ただし、会長の許可を得た場合はこの限りでない。

2 前項ただし書の規定により会長の許可を得ようとする者は、許可願(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

3 会長は、条件を付して許可することができる。

(事務局員の指示)

第12条 傍聴人は、すべて事務局員の指示に従わなければならぬ。

(傍聴人の退場)

第13条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

(1) 会長が非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき

(2) 傍聴人がこの規定に違反し、会長が退場を命じたとき

2 前項第2号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会議室に入ることはできない。

(報道関係者の取扱)

第14条 報道関係者は、第4条から第6条までの規定にかかわらず、公開の審議会を傍聴することができる。

2 第8条から第13条までの規定は、報道関係者が公開の審議会を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、審議会の傍聴に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成15年 月 日から施行する。

(様式第1号)

傍 聽 申 出 書

年月日開催
個人情報保護審議会

(様式第2号)

No.

傍聴証

個人情報保護審議会

年月日

(様式第3号)

写 真 摄 影 等 許 可 願	
撮影等年月日	年 月 日
撮影等の目的	
撮影者等の 住 所・氏名	
フラッシュ 使用の有無	有 · 無
備 考	

上記のとおりご許可願います。

年 月 日

個人情報保護審議会

会 長 様

申込者